

# 第64期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成29年6月28日（水曜日）  
午前10時

場所

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号  
天王寺都ホテル 6階 吉野の間

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第1号議案 取締役8名選任の件  
第2号議案 取締役賞与支給の件  
第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する  
対応策（買収防衛策）継続の件

## 議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ぜひとも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。詳細は2頁をご覧ください。

株主総会に  
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による  
議決権行使の場合



各議案に対する賛否を  
表示のうえ投函

## 目次

第64期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （提供書面）	3
事業報告	41
連結計算書類	68
計算書類	70
監査報告書	72

株主各位

大阪市平野区西脇2丁目3番15号  
**日本金銭機械株式会社**  
代表取締役社長 上 東 洋次郎

## 第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

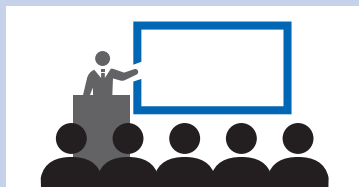
1	日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2	場 所	大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号 <b>天王寺都ホテル 6階 吉野の間</b> (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3	目的事項	<b>報告事項</b> 1.第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 取締役賞与支給の件 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

## 議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。以下のいずれかの方法により、ぜひとも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 1 株主総会に当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

株主総会  
開催日時

平成29年  
6月28日(水)  
午前10時

### 2 書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



各議案に対する賛否を  
表示のうえ投函

行使期限

平成29年  
6月27日(火)  
午後5時30分  
到着

以上

### インターネットによる開示について

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ①事業報告（業務の適正を確保するための体制及び運用状況）②連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）③計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当	取締役会への出席率 (第64期)
1	再任 かみ ひがし こういちろう 上 東 宏一郎	取締役会長	100% (19回中19回)
2	再任 かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎	代表取締役社長	100% (19回中19回)
3	再任 まき 牧 比佐史	常務取締役 生産本部、品質本部、経営企画本部統轄	100% (19回中19回)
4	再任 い ざわ ひかる 伊 澤 輝	常務取締役 グローバルオペレーション本部、開発本部統轄	100% (19回中19回)
5	再任 たか がき つよし 高 垣 豪	取締役上席執行役員 経営企画本部長	100% (19回中19回)
6	再任 よし むら やす ひこ 吉 村 泰 彦	取締役	100% (19回中19回)
7	再任 社外 独立役員 Brian Andrew Smith ブライアン・アンドリュー・スミス	社外取締役	100% (19回中19回)
8	再任 社外 独立役員 よし かわ こう じ 吉 川 興 治	社外取締役	94.7% (19回中18回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>かみ ひがし こういちろう <b>上東 宏一郎</b> (昭和32年12月15日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p>在任年数(本総会終結時) 30年</p> <p>取締役会への出席率(第64期) 100%(19/19回)</p>	<p>昭和53年 4月 当社入社 昭和62年 5月 当社取締役 平成 3年 6月 当社常務取締役 平成 6年 6月 当社代表取締役社長 平成19年 4月 当社取締役 平成19年 6月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 上東興産株式会社 代表取締役</p>	2,707,246株
<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>上東 宏一郎氏は、長年にわたり取締役として経営に参画し、かつ代表取締役社長を務めるなど豊富な経営経験を有し、現在は取締役会長として大所高所からの意思決定と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>			
<p><b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b></p> <p>上東 宏一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	かみ ひがし ようじろう <b>上 東 洋次郎</b> (昭和34年6月5日生) <b>再任</b> 在任年数(本総会終結時) 24年 取締役会への出席率(第64期) 100%(19/19回)	昭和59年10月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成7年5月 当社取締役海外営業部長 平成18年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長 平成19年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成27年4月 当社グローバルコマーシャル統轄 平成27年7月 JCM EUROPE GMBH.代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) JCM EUROPE GMBH.代表取締役	1,458,283株
	<b>取締役候補者とした理由</b> 上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。	<b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b> 上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。	
3	まき ひさし <b>牧 比佐史</b> (昭和24年2月26日生) <b>再任</b> 在任年数(本総会終結時) 16年 取締役会への出席率(第64期) 100%(19/19回)	平成3年12月 当社入社 平成13年6月 当社取締役管理本部長 平成19年6月 当社常務取締役(現任) 平成26年6月 当社管理業務全般統轄 平成27年7月 当社ものづくり統轄本部長 平成28年6月 当社生産本部、品質本部、経営企画本部統轄(現任)	一株
	<b>取締役候補者とした理由</b> 牧 比佐史氏は、長年にわたり財務・経理業務を中心に管理部門を牽引し、広報・IR業務にも対応して、投資家等様々なステークホルダーの視点を踏まえた経営分析及び財務戦略に基づく経営判断と実効的な業務執行の監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。	<b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b> 牧 比佐史氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	いざわ ひかる <b>伊澤 輝</b> (昭和24年8月29日生) <b>再任</b> 在任年数(本総会最終時) 9年 取締役会への出席率(第64期) 100%(19/19回)	昭和60年 4月 当社入社 平成20年 6月 当社取締役上席執行役員 平成25年 6月 当社常務取締役(現任) 平成27年 7月 当社グローバルゲーミング統轄 平成27年 7月 JCM AMERICAN CORP.代表取締役(現任) JCM INNOVATION CORP.代表取締役(現任) 平成28年 6月 当社グローバルオペレーション本部、開発本部統轄(現任) (重要な兼職の状況) JCM AMERICAN CORP.代表取締役 JCM INNOVATION CORP.代表取締役	55,834株
	<b>取締役候補者とした理由</b> 伊澤 輝氏は、当社グループの主力製品の研究・開発を行い、その発展を支えた実績があり、また、現在は常務取締役として海外子会社の代表取締役を兼任するなど、その豊富な製品知識及びグローバルな視点に基づく経営判断と実効的な業務執行の監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
<b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b> 伊澤 輝氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			
5	たか がき つよし <b>高垣 豪</b> (昭和36年9月13日生) <b>再任</b> 在任年数(本総会最終時) 4年 取締役会への出席率(第64期) 100%(19/19回)	平成 9年 8月 当社入社 平成19年 6月 当社執行役員管理本部副本部長 平成23年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長 平成25年 6月 当社取締役上席執行役員(現任) 平成25年12月 当社経営企画本部長(現任)	800株
	<b>取締役候補者とした理由</b> 高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
<b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b> 高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	<p>よし むら やす ひこ <b>吉村泰彦</b> (昭和36年11月26日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p>在任年数(本総会最終時) 4年</p> <p>取締役会への出席率(第64期) 100%(19/19回)</p>	<p>平成8年8月 サミー工業株式会社(現 サミー株式会社)入社</p> <p>平成19年4月 サミー株式会社執行役員 兼 株式会社サミーシステムズ代表取締役社長</p> <p>平成21年5月 JCMシステムズ株式会社取締役社長</p> <p>平成22年5月 JCMシステムズ株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成25年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) JCMシステムズ株式会社 代表取締役</p>	400株
	<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>吉村泰彦氏は、長年にわたる遊技場向機器事業に関する豊富な経験と実績を有し、現在はJCMシステムズ株式会社代表取締役として遊技場向機器事業を統轄する立場から戦略的な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p><b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b></p> <p>吉村泰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	<p>Brian Andrew Smith <b>ブライアン・アンドリュー・スミス</b> (昭和21年3月30日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p> <p>在任年数(本総会終結時) 3年 取締役会への出席率(第64期) 100%(19/19回)</p>	<p>昭和44年 6月 カナダ国 外務省入省</p> <p>昭和59年 9月 在米カナダ大使館参事官(エネルギー部門担当)</p> <p>昭和62年10月 在日カナダ大使館参事官(財務、金融部門担当)</p> <p>平成10年10月 カナダ国 大蔵省金融局特別アドバイザー</p> <p>平成17年 8月 カナダ高級技術者評議会理事</p> <p>平成22年 5月 アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表(現任)</p> <p>平成23年 4月 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表(現任)</p> <p>平成26年 6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表</p>	<p>一株</p>
<p><b>社外取締役候補者とした理由</b> ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、グローバルに事業展開を行う当社グループに対して、豊富な国際経験に基づく文化的差異に関する洞察力及び専門的な知見を活かした客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p>			
<p><b>独立性について</b> 当社は、ブライアン・アンドリュー・スミス氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p>			
<p><b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b> ブライアン・アンドリュー・スミス氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			
<p><b>責任限定契約について</b> 当社は、ブライアン・アンドリュー・スミス氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	よし かわ こう じ <b>吉川 興治</b> (昭和25年2月8日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> 在任年数(本総会終結時) 3年 取締役会への出席率(第64期) 94.7%(18/19回)	昭和53年 4月 検事任官(大阪地方検察庁) 平成12年 4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長 平成16年 4月 最高検察庁検事 平成17年 7月 大阪地方検察庁次席検事 平成21年 1月 神戸地方検察庁検事正 平成22年 1月 検事退官 平成22年 3月 弁護士登録 平成26年 6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(馬場・高橋法律事務所)	一株
	<b>社外取締役候補者とした理由</b> 吉川興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。		
	<b>独立性について</b> 当社は、吉川興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。		
	<b>候補者と当社との間の特別の利害関係について</b> 吉川興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。		
	<b>責任限定契約について</b> 当社は、吉川興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。		

## (ご参考)

### 社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外役員は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間5百万円、団体の場合は12百万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間10百万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外役員候補者とする場合がある。

以上

## 第2号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績、従来支給した取締役賞与の額その他諸般の事情を総合的に勘案し、当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）6名に対し総額18百万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、平成18年6月28日開催の第53期定時株主総会におけるご承認を得て、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するための当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、第55期、第58期及び第61期定時株主総会において、必要に応じて内容の一部改定を行いつつ、その継続につき、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、現在継続中のプランを「現プラン」といいます。）が、現プランは、本定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間が満了することになります。

当社では、現プランの継続決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる様々な議論の進展を踏まえ、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、その継続の是非を含め、その在り方について検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に規定される当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、継続後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）することについて決定しておりますので、お諮りするものであります。

本プランによる継続に当たり、基本的なスキームに変更はございません。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席しており、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべき

ものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値最大化に向けた取組みの概要

当社は、昭和30年の創業以来、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、流通、金融及びゲーミング市場向け各種紙幣関連ユニットのほか、各種自動販売機、精算機、情報端末機など、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器や、遊技場向各種設備機器の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴のある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境や、セキュリティ体制作り等に寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

そのような中、当社は現在、平成27年5月12日に公表した平成29年度（平成30年3月期）を最終年度とした中期経営計画ローリングプラン（II）の各事業施策の実現を通じて、企業価値の最大化に向けた取組みを展開しております。当中期経営計画の対象期間では、海外のゲーミング市場において、平成26年9月に米国フューチャーロジック社（ゲーミング市場向プリンター機器の製造販売会社）を買収し、新たな商材による製品提供力、販路拡大等による営業基盤の強化を図るとともに、技術開発力など付加価値の増大に努めました。国内遊技場向機器市場においては、平成

28年9月のシルバー電研株式会社（遊技場向機器設備等の製造販売会社）からの事業の一部譲受けを通じて、停滞する市場環境にあって、従来当社が持ちえなかった製品を中心とした新たな販路の拡大や技術面での強化を図り、さらなる事業領域の確保・拡大に取り組んでおります。

また、収益力の改善に向けて、市場品質・安定供給の確保、生産効率の向上、原価低減の推進をはじめとするコスト競争力の改善、工場設備・開発環境に対する投資、人材登用などに注力し、経営基盤の強化に取り組んでおります。

一方、コーポレートガバナンス並びにコンプライアンスの強化策については、平成26年6月より社外取締役2名を選任し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の一層の向上に努めております。

以上の様々な経営改善策の実行を通じて、経営の効率化と持続的な成長に加え、さらなる企業価値の向上に取り組んでおります。

## 2. 「中期経営計画」の基本方針

当社は、前述のとおり平成29年度（平成30年3月期）を最終年度とする中期経営計画ローリングプラン（Ⅱ）に定める以下の基本方針及び重点施策の下に、本年度の事業活動を推進中であります。

『貨幣流通において市場と価値を創造し続ける真のグローバル企業を目指して』

- ①貨幣処理機器分野において、新興国、未開拓市場への積極展開を図る。
- ②グローバル市場規模において、これまでに培った北米、欧州市場でのゲーム機メーカー、顧客、また国内市場での大手OEM、ホール運営会社等との関係強化、さらには、新たなパートナーとの協力関係の構築を目指す。
- ③新製品、新技術の開発、商品化のための積極投資を継続し、次世代の収益基盤を支える新たなビジネスの創出を目指す。
- ④当社グループの事業内容、規模に適応し、かつ柔軟、迅速な事業展開が可能なグループ体制の再構築に向けた取組みを加速させる。

上記の基本方針及び重点施策に基づき、本年度の事業施策の達成に向けて当社グループが総力を結集して取り組むことにより、顧客や株主の皆様から支持され、発展し続けることを目指してまいります。

なお、次期の中期経営計画ローリングプランの策定につきましては、大きく変容しつつある国内外の市場環境の動静を見極めつつ、現在、多面的に情報の分析、精査を進めております。



### 3. 利益還元方針

利益還元方針につきましては、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案し、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを目標としており、今後も当該方針に従った利益還元を積極的に実施してまいります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続するものであります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

当社の平成29年3月31日現在の大株主の状況は、事業報告の「2. 会社の現況（1）株式の状況④大株主（上位10名）」に記載のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の約37%は当社役員（取締役5名、執行役員7名）及びその関係者（資産管理会社1社、従業員持株会及び取締役、執行役員の2親等内の親族5名）によって保有されております。しかし、当社は上場会社であり、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、上記の当社役員及びその関係者の保有割合約37%のうち約18%を個人株主が占めており、その高齢化の進行とそれに伴う各々の事情により当社株式の譲渡その他の処分によってその保有株式が分散・散逸していく可能性は否定できず、今後当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式の大量買付けがなされる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが引き続き必要不可欠であると判断し、平成29年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、これを継続することを決定いたしました。



なお、本プランの継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続の流れにつきましては、【別紙1】にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

### (1) 対象となる買付け等

本プランにおいては、次の①又は②に該当する買付けがなされる場合（当社取締役会が予め同意した場合を除く。）に、本プランに定める手続に従っていただくことといたします。

①当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注2：金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下、②において同じです。

注5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じです。

## (2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け又はその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して当該買付者等が買付けに際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書は当社の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

次に、当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付いたします。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。なお、かかる情報を提供していただく際の使用言語も日本語に限ります。

### (a) 買付け等の具体的内容

- ①買付けの目的、方法及び内容（買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の確実性等を含みます。）
- ②買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ③買付対価の内容（価額・種類等）、対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ④買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の具体的な名称及び資金の調達方法（関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容
- ⑥買付け後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針
- ⑦その他当社が合理的に必要と判断する情報

### (b) 買付者等に関する事項

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、経歴又は沿革を含みます。）、事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為

の有無とその内容、役員の実績等

当社は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様への判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請いたします。

但し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）は、本必要情報のリスト発送日から起算して60日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、買付者等との情報提供に係るやりとりを打ち切って、下記(3)の手続に入るものといたします。

なお、当社取締役会は意向表明書が提出された事実については適切に開示し、当社に提供された情報については、当社が必要であると認めた場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

### (3) 買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、上記(2)に基づき当社が求めた情報が十分に揃ったと認めた場合又は情報提供期間が満了した場合には、その旨を買付者等に通知し、かつ速やかにその旨を開示するとともに、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは当該買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該買付け等の内容に応じて下記①又は②による期間（以下、「評価期間」といいます。）を設定いたします。買付けは、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものといたします。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日（初日不算入）

②その他の買付けの場合には90日（初日不算入）

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該買付内容を改善させるために当該買付者等と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものといたします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等

に必要とされる範囲内で評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができます。この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

#### (4) 特別委員会による勧告

##### (a) 特別委員会について

当社は、上記(3)に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び下記(b)に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、【別紙2】「特別委員会規程」に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値の向上、株主の皆様の共同の利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、概要として以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者をいいます。なお、特別委員会の委員の氏名及び略歴は【別紙3】のとおりであります。

- ①現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（但し、社外取締役を除きます。以下同じ。）、又は監査役（但し、社外監査役を除きます。以下同じ。）等になったことがない者
- ②現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者
- ③当社等との間に特別利害関係がない者
- ④実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士若しくは有識者又はこれらに準ずる者

##### (b) 特別委員会による本プラン発動の勧告

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」といいます。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に

対して、本プランの発動（具体的な対抗措置の内容は下記(6)に記載のとおりであります。）を勧告いたします。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
  - ②次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
    - (i)買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。
    - (ii)当社の経営を一時的に支配して、当社等の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。
    - (iii)当社等の資産を、買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。
    - (iv)当社の経営を一時的に支配して、当社等の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること。
  - ③強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
  - ④買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當なものである場合
  - ⑤当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合
- 但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付けを撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものいたします。

(c) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記(2)及び(3)に定める情報提供並びに評価期間の確保その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、かつ買付者等から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告いたします。

但し、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものいたします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(4)による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものいたします。

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議するものいたします。当社取締役会は、株主総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手続を遂行いたします。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動若しくは不発動に関する決議を行うまでの間、又は上記株主総会が開催される場合には当該株主総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものいたします。

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止又は撤回が決定された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。



## (6) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」に記載の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりであります。

### (a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下、「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個以上の割合で、本新株予約権を割当てます。

### (b) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

### (c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）に2を乗じた数を上限とします。

### (d) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円といたします。

### (e) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6か月を経過した日までといたします。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日といたします。

### (f) 本新株予約権の行使条件

①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」若しくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」（以下、①ないし⑥に該当するものを「非適格者」と総称いたします。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使する

ことができません。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(g) 本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

## (7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、「有効期間」といいます。）は、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までといたします。

そして、当社は、平成32年3月期に係る定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様の承認を要するものとし、本プランの継続につき株主の皆様の承認が得られた場合には、当該定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで本プランは引続き効力を有するものとし、以後も同様に、3年ごとに本プランの継続につき株主の皆様の意思を確認することといたします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。



従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能であります。

また、当社は金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

###### (1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

###### (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記Ⅲ. 1. に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。

また、上記Ⅲ. 2. **(5) 取締役会の決議**に記載したとおり、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議して、株主総会において本プラン発動の決議がなされることを要するものとしております。

さらに、上記Ⅲ. 2. **(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更**に記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、又は当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの継続及び廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2. **(4) (b)**に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策の在り方を精緻に分析したうえで設定されたものであります。

(d) 特別委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、かかる特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ. 2. (4) (a)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。

(e) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## V. 株主及び投資家の皆様への影響

### 1. 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### 2. 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

### 3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。

#### (2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるもの)といたします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

#### (3) 本新株予約権取得の手続

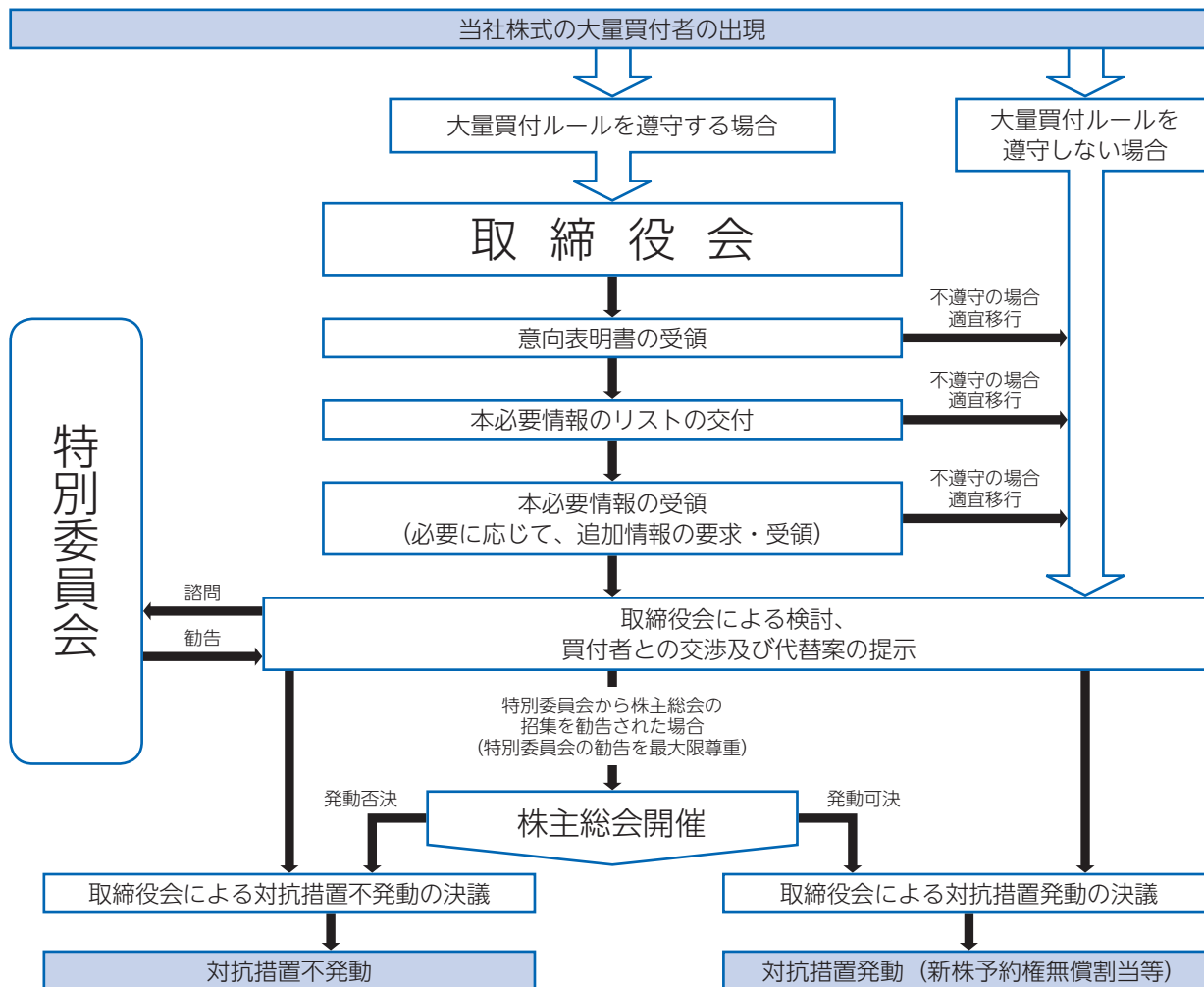
当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる旨と定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得いたします。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することとなります。そのため、この場合本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以 上

【別紙 1】

本プランにおける手続の流れの概要



※上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、第3号議案本文をご参照ください。

## 【別紙2】

### 特別委員会規程

#### 第1条（目的）

当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）の特別委員会については、本特別委員会規程による。

#### 第2条（権限及び義務）

特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、必要があれば、評価期間の延長を勧告したり、当社代表取締役等を通じて買収予定者と交渉するなどにより、買付け等が当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益のために改善されるように努め、最終的に本特別委員会規程の定めるところに従い、第9条に定める発動事由の有無につき判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行うものとする。

- 2 特別委員会は買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料及び当社取締役会によるこれらの情報に対する評価等、特別委員会における決議及び勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。
- 3 特別委員会委員は前項に定める事項につき、善良なる管理者の注意をもって行う。

#### 第3条（構成者と役割）

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

- 2 特別委員会は、特別委員会委員の全員をもって構成する。
- 3 特別委員会委員は、3名以上とする。
- 4 特別委員会委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
  - (1) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（但し、社外取締役を除く。以下同じ。）、又は監査役（但し、社外監査役を除く。以下同じ。）等になったことがない者
  - (2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者
  - (3) 当社等との間に特別利害関係がない者

(4) 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士若しくは有識者又はこれらに準ずる者

- 5 特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について情報収集・検討を行い、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならず、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

#### 第4条（開催）

特別委員会は、第5条の規定に基づき、各特別委員会委員が招集した際に開催する。

#### 第5条（招集権者）

特別委員会は、各特別委員会委員が招集する。

- 2 当社代表取締役社長（代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた他の取締役。以下同じ。）は、各特別委員会委員に特別委員会の招集を要請することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から3日以内に特別委員会の招集の通知が発せられない場合は、当社代表取締役社長が特別委員会を招集することができる。

#### 第6条（招集通知）

特別委員会の招集通知は、各特別委員会委員に対し開催日の3日前までに発信する。但し、緊急のときはこれを短縮できる。

#### 第7条（招集手続の省略）

特別委員会は、特別委員会委員の同意があれば、招集の手続を省略して開催することができる。

#### 第8条（決議方法）

特別委員会は、特別委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。但し、特別委員会委員がやむを得ない理由により欠席した場合には、特別委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

- 2 特別委員会委員が特別委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 議案に関し特別の利害関係がある特別委員会委員は、決議に加わることができない。



## 第9条（勧告）

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」という。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告する。但し、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告する。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
- ②次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
  - (i)買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。
  - (ii)当社の経営を一時的に支配して、当社等の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。
  - (iii)当社等の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。
  - (iv)当社の経営を一時的に支配して、当社等の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること。
- ③強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- ④買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なものである場合
- ⑤当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合



但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

- 2 特別委員会は、決議の結果を、理由を付して速やかに当社取締役会に勧告する。
- 3 当社取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。但し、本プランの発動が当社株主総会に付議された場合は、当該株主総会の決議に従う。
- 4 特別委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を発表する際に公表する。

#### 第10条（諮問）

特別委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員、会計監査人、従業員その他特別委員会が必要と考えた関係者を特別委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。

- 2 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

#### 第11条（議事録）

特別委員会の議事については、その経過要領及び結果を記載した議事録を作成し、出席した特別委員会委員が記名押印する。

- 2 議事録は欠席した特別委員会委員に対し、速やかに回覧する。

#### 第12条（事務局）

特別委員会の事務局は当社総務担当部門とする。

#### 第13条（本規程の改廃）

この規程の改廃は、当社取締役会の決議による。

以 上

【別紙3】

特別委員会委員の氏名及び略歴

1 みずの たけお  
水野 武夫

昭和16年11月7日生

昭和39年 3月 立命館大学法学部 卒業

昭和39年 4月 国税庁 勤務

昭和43年 4月 弁護士 登録

平成13年 4月 大阪弁護士会 会長、近畿弁護士連合会 理事長、日本弁護士連合会 副会長

平成18年 4月 立命館大学法科大学院 教授

平成18年 5月 当社特別委員会委員（現任）

平成23年 4月 公益財団法人日本センチュリー交響楽団 理事長（現任）

2 いけはた こうじ  
池畑 浩二

昭和22年 3月 5日生

昭和44年 3月 神戸大学経営学部 卒業

昭和47年12月 公認会計士佐野泰正事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所

昭和48年 3月 公認会計士 登録

公認会計士池畑浩二事務所 開設

平成18年 6月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）退職

平成20年 5月 当社特別委員会委員（現任）

3 おおにし ひろふみ  
大西 寛文

昭和21年 1月 1日生

昭和46年 3月 早稲田大学大学院商学研究科修士課程 修了

昭和46年11月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所

昭和50年 3月 公認会計士 登録

平成 5年 5月 監査法人（現 有限責任監査法人）トーマツ 代表社員（現 パートナー）

平成18年 4月 立命館大学大学院経営管理研究科 教授

平成19年 6月 監査法人（現 有限責任監査法人）トーマツ 本部監事

平成22年12月 有限責任監査法人トーマツ 退職

平成26年 5月 当社特別委員会委員（現任）

以 上

## 【別紙4】

**新株予約権無償割当ての要項**

## (a)本新株予約権の内容

## (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権を取得すると引換えに当社普通株式を交付（当社普通株式を発行すること又はこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することを併せていう。以下同じ。）する数及び本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。但し、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得又は行使により当社普通株式を交付する数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得又は行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後が生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

## (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記2)により定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。

- (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所  
本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。

(4) 本新株予約権の行使期間

下記(d)の本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6か月を経過した日までとする。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は0円とする。

(6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 本新株予約権の取得

①当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が別途定める日において、下記(e)記載の(1)に定義する「非適格者」以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

(8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において取得若しくは行使又は消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社（吸収合併存続会社）又は当該合併により設立する会社（新設合併設立会社）に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社がある事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社（吸収分割承継会社）に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社（新設分割設立会社）に、株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社、以上の6者を併せて「存続会社等」という。）に、

以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類  
存続会社等の普通株式
- 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数  
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- 4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得又は権利行使の条件、発行決議の失効等  
本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- 5) 取締役会による譲渡承認について  
本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）に2を乗じた数を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当ての方法及び割当先

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）における最終の株主名簿に記録された株主（下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）に対して、その有する当社普通株式1株につき1個以上の割合で本新株予約権を割当てる。

(d) 本新株予約権無償割当ての基準日及び効力発生日

(1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

- (1) ①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」若しくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者」、又は⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下、別段の定めがない限り同じ。）について、20%以上の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）を保有する者又は20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。
- 2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- 4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。



- (2) 上記(1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ①当社、当社の子会社又は当社の関連会社
  - ②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ特定大量保有者になった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
  - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
  - ④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、1) 所定の手続の履行若しくは2) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は3) その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明・保証し、かつ2) その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行

使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1)及び2)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- (5) 上記(1)ないし(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### (f)本新株予約権の行使方法等

- (1) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会並びに本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

- (2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

#### (g)新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。



(2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(h) 金融商品取引法による届出

上記各項については、金融商品取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当期の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国では好調な消費マインドを背景に、個人消費を中心に景気は緩やかに拡大し、欧州でも内需を主体とする堅調な回復が続きました。また、国内経済は、個人消費に力強さは欠けるものの、企業の輸出や生産活動の活発化を受けて、景気は持ち直しの動きを示しました。

当社グループを取り巻く経営環境といたしましては、ゲーミング市場は、新規カジノの開設やOEM顧客を中心とする活発な需要があり、コマース（金融・流通・交通等）市場は、特に欧州地域において安定した市場環境が継続いたしました。一方、日本国内を対象とする遊技場向機器市場では、遊技人口の減少や遊技機規則の改正などの影響により、顧客の設備投資意欲に欠ける厳しい状況が続きました。

このような状況の下、当社グループでは、ゲーミング市場向けには、従来の枠組みにとらわれないシステム化提案などを通じて新規顧客の開拓に取り組み、コマース市場向けには、国内外を問わず高付加価値製品の販売を推進いたしました。また、遊技場向機器市場については、大きな伸びが期待できない市場環境にあって、昨年9月実施の事業譲受けによる製品ラインナップの充実や、新たな顧客層の獲得を通じて市場シェアの維持・拡大に努めるなど、それぞれの市場に応じた販売戦略を展開してまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、302億30百万円（前期比1.6%増）となり、利益面では、売上高の増加に加え、販売費及び一般管理費の削減に努めたことなどにより、営業利益は17億52百万円（前期比17.0%増）、経常利益は15億33百万円（前期比34.2%増）、特別損益計上後の親会社株主に帰属する当期純利益は10億12百万円（前期比182.7%増）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル109.43円（前期121.04円）、ユーロは120.57円（前期133.70円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル112.18円（前期末112.69円）でありました。

（ご参考）

売上高

第63期	前期比	第64期
<b>29,761</b> 百万円	1.6%増	<b>30,230</b> 百万円

営業利益

第63期	前期比	第64期
<b>1,497</b> 百万円	17.0%増	<b>1,752</b> 百万円

経常利益

第63期	前期比	第64期
<b>1,142</b> 百万円	34.2%増	<b>1,533</b> 百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第63期	前期比	第64期
<b>357</b> 百万円	182.7%増	<b>1,012</b> 百万円

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

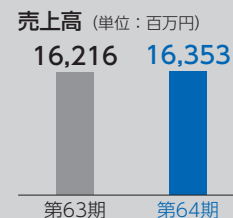
区分	第63期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	第64期（当期） 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	16,216 百万円	16,353 百万円	137 百万円	0.8 %
海外コマーシャル	4,057	3,466	△591	△14.6
国内コマーシャル	1,919	2,234	314	16.4
遊技場向機器	7,567	8,176	608	8.0
合計	29,761	30,230	468	1.6

（注）△は減少を示しております。

## グローバルゲーミング

売上高  
**16,353**百万円  
前期比**0.8%**増

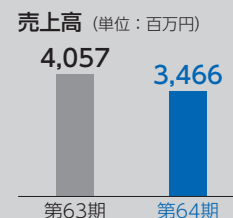
北米地域におけるOEM顧客向け紙幣識別機ユニット、及び欧州地域における紙幣還流ユニットの販売が引き続き堅調であったことなどにより、当セグメントの売上高は増加いたしました。



## 海外コマース

売上高  
**3,466**百万円  
前期比**14.6%**減

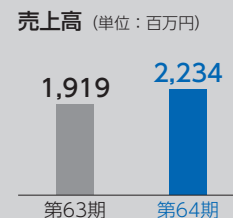
欧州地域における販売は堅調でしたが、販売先の需要一巡等の影響により北米金融市場向けの紙幣識別機ユニットの販売が減少したことなどにより、当セグメントの売上高は減少いたしました。



## 国内コマース

売上高  
**2,234**百万円  
前期比**16.4%**増

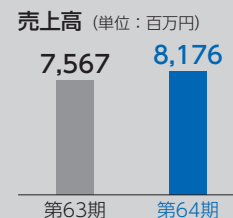
金融市場向け紙幣還流ユニットの販売は減少いたしましたが、外貨両替機及びセルフガソリンスタンド向け釣銭機の販売が増加したことなどにより、当セグメントの売上高は増加いたしました。



## 遊技場向機器

売上高  
**8,176**百万円  
前期比**8.0%**増

メダル自動補給システムなどの主力製品の販売は減少いたしましたが、他社事業の譲受けによる取扱製品及び顧客層の拡大により、当セグメントの売上高は増加いたしました。



## ②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、5億33百万円であります。

その主な内容は、生産用金型3億9百万円、アミューズメント事業用ゲーム機39百万円等であります。

## ③資金調達の状況

当社は、平成29年3月10日に開催した取締役会の決議に基づき、同年3月28日に行使価額修正条項付第2回新株予約権を発行いたしました。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成28年9月1日付をもって、シチズンホールディングス株式会社（現 シチズン時計株式会社）より、同社の連結子会社であったシルバー電研株式会社の事業の一部を譲受けました。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成29年1月26日に、同年4月1日を効力発生日として、連結子会社JCMシステムズ株式会社と、同社の国内金融・流通・交通市場向け貨幣処理機器等の販売事業の承継を目的とする吸収分割契約を締結いたしました。

## ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

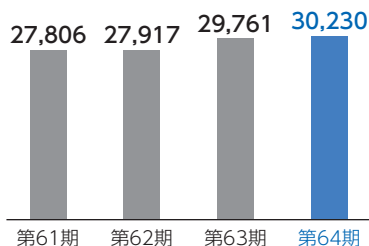
## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第62期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第63期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	第64期(当期) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
売 上 高(百万円)	27,806	27,917	29,761	30,230
経 常 利 益(百万円)	2,114	2,166	1,142	1,533
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,418	1,486	357	1,012
1株当たり当期純利益	52円58銭	55円11銭	13円27銭	37円71銭
総 資 産(百万円)	33,683	42,511	40,428	39,755
純 資 産(百万円)	27,223	29,427	29,252	28,937

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

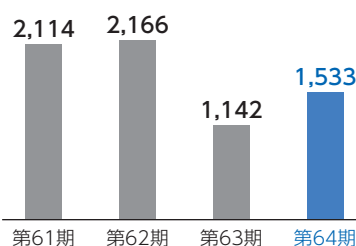
### 売上高

(単位：百万円)



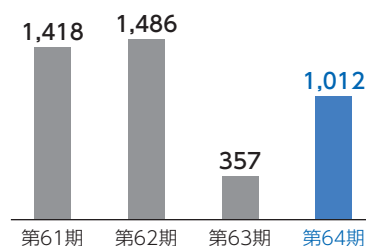
### 経常利益

(単位：百万円)



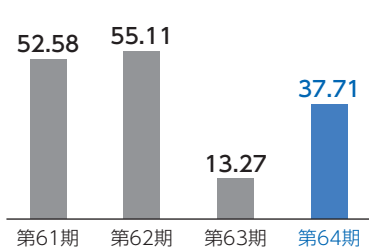
### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



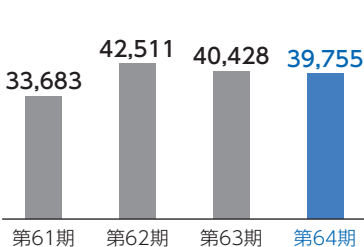
### 1株当たり当期純利益

(単位：円)



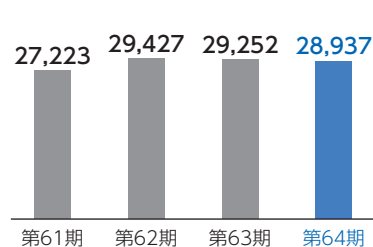
### 総資産

(単位：百万円)



### 純資産

(単位：百万円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100 %	遊技場向機器等の販売、設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000 千円	(100)	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100)	傘下グループの事業管理
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	—	(100)	プリンターユニットの製造・販売事業の管理
JCM EUROPE GMBH.	1,650 千ユーロ	100	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
JCM GOLD (H.K.) LTD.	17,500 千香港ドル	100	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO.,LTD.	7,500 千香港ドル	100	関係会社への不動産の賃貸
JCM CHINA CO.,LTD.	500 千人民元	(100)	貨幣処理機器等の製造・販売支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバーツ	100	ソフトウェアの開発

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む13社であります。

2. 当社の議決権比率欄の( )内は、当社子会社による間接所有であります。

3. FUTURELOGIC GROUP, LLC.の資本金については、当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。

4. JCM EUROPE (UK) LTD.については、平成28年1月1日にJCM EUROPE GMBH.英国支店の資産を継承の上、連結子会社FUTURELOGIC EUROPE LTD.から商号を変更したものであり、同社事業の重要性に鑑み、新たに重要な子会社に追加いたしました。

#### ③その他

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

中長期的な事業環境につきましては、世界経済は、中国をはじめとする新興国の経済減速への懸念、米国新政権の政策運営の動向、英国のEU離脱を含む欧州における政治リスクの影響などにより、景気は先行き不透明な状況が続くものと思われまます。また、日本経済は、緩やかな回復基調をたどることが期待される一方で、世界の政治・経済情勢と、それに伴う為替相場や株式市場への影響が懸念されます。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、ゲーミング市場では、日本のIR推進法による市場創出への期待が高まる一方で、世界的には当該市場は飽和状態となりつつあり、今後の成長可能性は限定的であると見込んでおります。遊技場向機器市場においても、遊技人口やホール数の減少は底を打つまでには至っておらず、市場規模の縮小が続くことが想定されます。一方、当社グループがもう一つの事業の柱として特に注力しているコマーシャル市場では、アジアを中心とする新興諸国での経済活動の活発化や成長スピードの高まりとともに、当社グループの主力製品である貨幣処理機器の需要が一層伸びつつあります。

以上の状況を踏まえ、「既存事業の市場シェアの維持拡大」及び「新規事業の成長促進の加速化」をテーマとして、それぞれ抱える課題に対処してまいります。

成熟市場である既存のゲーミング市場、国内遊技場向機器市場については、従前のような大幅な成長は望めないものの、日本におけるカジノを含む統合型リゾートの新設など地域や国ごとの市場拡大の機会を機敏にとらえ、新たなサービスの提供や顧客との信頼関係の強化を図り、シェアの維持拡大に努めてまいります。

また、新規事業と位置付けるコマーシャル事業については、本年より新製品の投入、新市場の開拓を集中的に行い、東南アジア諸国を中心に潜在的な需要の掘り起こしに注力するとともに、国内では東京オリンピックに向けたインバウンド需要の開拓に取り組み、早期の事業拡大を目指します。

これらの施策の達成のための手段としては、引き続き業務・資本提携やM&Aなどの手段を活用する一方で、新製品開発や新市場開拓のために必要な研究開発投資や人材の確保などを並行して行い、自社の技術開発力のより一層のレベルアップに取り組んでまいります。

なお、本年度（平成30年3月期）は、中期経営計画ローリングプラン（Ⅱ）の最終年度に当たります。次期中期経営計画については、将来の事業環境の動向を精査しつつ、現在見直しを進めております。

株主の皆様におかれましては、当社グループの今後の取組みに対するご理解と、一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



## (5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・グローバル ゲーミング ・海外コマース ・国内コマース	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	プリンターユニット	主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所で使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 ※該当セグメント ・遊技場向機器	外貨両替機	主に訪日外国人旅行者向けに、日本円と複数の外貨との双方向の両替を1台で行う製品であり、金融機関、宿泊施設等で使用されます。
	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	iクリアシステム	パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現する、電子認証システム協議会のシステムであります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店において遊技機として使用されます。
その他 ※該当セグメント ・遊技場向機器	貨幣払出機	景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
	アミューズメント事業	ゲームセンターの運営を行っております。
	環境関連機器	パチンコ店、病院等で空気清浄用に使用されます。

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは、各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市平野区
	東京本社	東京都中央区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	東京都中央区
JCMメイホウ株式会社	本社	東京都台東区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	本社	米国 ネバダ州
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーネズ市
JCM GOLD (H.K.) LTD.	本社	香港
SHAFTY CO.,LTD.	本社	香港
JCM CHINA CO.,LTD.	本社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市

(注) JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。

**(7) 使用人の状況** (平成29年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前期末比増減
675 名	57 名増

(注) 1. 上記には準社員165名は含んでおりません。  
 2. 事業のセグメント別に使用人数を区分することは困難なため区分しておりません。  
 3. 増加の主な要因は、平成28年9月1日付シルバー電研株式会社の事業一部譲受けに伴う当該人員の移籍によるものであります。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
254 名	16 名増	42.8 歳	14.2 年

(注) 上記には派遣出向社員143名及び準社員41名は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,447 百万円
株式会社三井住友銀行	1,144
株式会社みずほ銀行	1,000
三井住友信託銀行株式会社	112

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社からの借入れは、外貨(米ドル)によるものであり、当該借入額は期末時レートにより日本円に換算しております。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

①発行可能株式総数	118,000,000株
②発行済株式の総数	29,662,851株
③株主数	18,700名
④大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	17.43 %
上東 宏一郎	2,707,246	10.12
上東 洋次郎	1,458,283	5.45
上東 好子	638,600	2.39
株式会社りそな銀行	563,343	2.11
株式会社三井住友銀行	503,724	1.88
トーターエンジニアリング株式会社	416,474	1.56
日本生命保険相互会社	403,226	1.51
株式会社みずほ銀行	389,058	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	338,400	1.27

(注) 当社は、自己株式2,920,750株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2)新株予約権等の状況

### ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

発行決議日	平成27年8月20日	
新株予約権の数	147個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 14,700株（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の払込金額	1個当たり122,700円（1株当たり1,227円）（注2）	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項	（注3）	
新株予約権の行使可能期間	平成27年9月5日から平成57年9月4日まで	
新株予約権の行使の条件	（注4）	
当社役員の保有状況	取締役（注5）	新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額であり、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。
3. 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。
- ②当社が策定した中期経営計画の目標である第63期（平成28年3月期）から第65期（平成30年3月期）までの3期累計の連結営業利益額（以下、「累計連結営業利益額」といいます。）63億円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定めております。
- イ 累計連結営業利益額63億円超 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下、「割当新株予約権」といいます。）の行使可能割合 100%
- ロ 累計連結営業利益額60億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
- ハ 累計連結営業利益額57億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
- ニ 累計連結営業利益額57億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
- なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとします。
- ③累計連結営業利益額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社の取締役会にて定めるものとします。

- ④当社の取締役を中途退任した場合は、下記の区分に応じて行使可能な個数を決定しております。
- イ 割当日から第63期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合  
付与された新株予約権は行使できません。
  - ロ 第63期定時株主総会の開催日から第64期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合、次の区分に応じ、権利行使可能な個数を決定します。
    - a 第63期の連結営業利益が19億円超 割当新株予約権の行使可能割合 100%
    - b 第63期の連結営業利益が18億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
    - c 第63期の連結営業利益が17億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
    - d 第63期の連結営業利益が17億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
  - ハ 第64期定時株主総会の開催日から第65期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合、次の区分に応じ、権利行使可能な個数を決定します。
    - a 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が39億円超 割当新株予約権の行使可能割合 100%
    - b 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が37億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
    - c 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が35億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
    - d 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が35億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
- ⑤新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
- ⑥その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 中途退任した取締役1名及びその者に係る新株予約権の数等を控除して記載しております。

## ②当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### ③その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成29年3月10日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権の発行を決議し、同年3月28日に野村證券株式会社に全て割り当てております。

発行決議日	平成29年3月10日
新株予約権の数	29,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	2,900,000株（新株予約権1個につき100株）（注1）
新株予約権の払込金額	1個当たり750円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	（注2）
新株予約権の行使価額の修正及び調整	（注3）（注4）（注7）（注8）
新株予約権の行使可能期間	平成29年4月3日から平成32年4月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	（注5）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の取得条項	（注6）



(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式2,900,000株とします（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）は、100株とします。）。但し、(2)ないし(5)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとします。
- (2) 当社が注4の規定に従って行使価額（注2(1)に定義します。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る注4(2)、(4)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に通知します。但し、注4(2)⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行います。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」といいます。）に交付株式数を乗じた金額としますが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 行使価額は、当初1,501円とします。但し、行使価額は、注3又は注4に従い、修正又は調整されることがあります。
3. 行使価額の修正
- (1) 平成29年4月3日以降、注7(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下、「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が1,051円（但し、注4(1)ないし(5)による調整を受けます。以下、「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
- (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、注7(2)に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知します。
4. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

- ① 時価（(3)②に定義します。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除きます。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とします。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下、「当社普通株主」といいます。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用します。
- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合  
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（(3)⑤に定義します。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含みます。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含みます。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」といいます。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。
- 上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）（以下、「取得条項付株式等」といいます。）に関して当該調整前に(2)③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(3)⑥に定義します。以下同じ。)が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数(3)に定義します。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本調整は行わないものとします。
- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号において「取得価額等」といいます。）の下方修正等が行われ（(2)又は(4)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除きます。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下、「取得価額等修正日」といいます。）における時価を下回る価額になる場合
- (i)当該取得請求権付株式等に関し、(2)③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、(2)③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用します。
- (ii)当該取得請求権付株式等に関し、(2)③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用します。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用します。
- ⑥(2)①ないし③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(2)①ないし③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとします。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとします。但し、株式の交付については注8(2)の規定を準用します。

$$\text{株式数} = \frac{\text{（調整前行使価額 - 調整後行使価額）} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- (2)②①ないし③に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、(2)①ないし⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとします。
- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。
- ②行使価額調整式及び(2)において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（但し、(2)⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。
- ③行使価額調整式及び(2)において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとします。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとします。
- ⑤(2)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の発行に際して払込みがなされた額（(2)③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とします。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除きます。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とします。
- ⑥(2)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i) ((2)④においては) 当該行使価額の調整前に、(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除きます。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されたこととなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii) ((2)⑤においては) 当該行使価額の調整前に、(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除きます。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得

請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとし  
ます。

- (4) (2) で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。
    - ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が注1に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとします。
  - (6) (1) ないし(5)により行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知します。但し、(2)⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行います。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
6. 新株予約権の取得条項
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとします。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付します。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとします。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとします。
  - (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）の休業日等である場合には、その翌営業日とします。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとします。
  - (4) (1) 及び(2)により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知します。
7. 新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいいます。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続を行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われます。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続とともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとします。
  - (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。
8. 新株予約権行使の効力発生時期等
- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
  - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社主義からの振替によって株式を交付します。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	上 東 宏一郎	上東興産株式会社 代表取締役
代表取締役社長	上 東 洋次郎	JCM EUROPE GMBH.代表取締役
常務取締役	牧 比佐史	生産本部、品質本部、経営企画本部統轄
常務取締役	伊 澤 輝	グローバルオペレーション本部、開発本部統轄 JCM AMERICAN CORP.代表取締役 JCM INNOVATION CORP.代表取締役
取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	吉 村 泰 彦	JCMシステムズ株式会社 代表取締役
取締役 (社外取締役)	ブライアン・アンドリュース・スミス	アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表
取締役 (社外取締役)	吉 川 興 治	弁護士 (馬場・高橋法律事務所)
常勤監査役	中 村 泰 三	
常勤監査役 (社外監査役)	上 野 光 宏	
監査役 (社外監査役)	小 泉 英 之	公認会計士 (小泉公認会計士事務所代表) 株式会社千趣会 社外監査役
監査役 (社外監査役)	森 本 宏	弁護士 (弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所 グループCEO) 株式会社千趣会 社外監査役 株式会社ヤマヒサ 社外取締役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス及び吉川興治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 上野光宏、監査役 小泉英之及び森本 宏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 中村泰三氏は、ステラケミファ株式会社の経理部マネージャー、JCMメイホウ株式会社の管理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス、吉川興治、常勤監査役 上野光宏及び監査役 小泉英之の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は10名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の9名であります。

氏名	主要な担当業務
山 澤 茂	上席執行役員 グローバルオペレーション本部副本部長
井 内 良 洋	上席執行役員 生産本部担当
中 尾 晴 昭	上席執行役員 品質本部担当
中 谷 謙 人	執行役員 生産本部長
岩 井 一 郎	執行役員 品質本部長
長谷川 誠	執行役員 グローバルオペレーション本部長
武 田 敬 之	執行役員 開発本部長 J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役
四 方 賢	執行役員 経営企画本部副本部長 兼 グローバルオペレーション本部副本部長
今 井 崇 智	執行役員 JCM AMERICAN CORP.取締役 兼 経営企画本部副本部長

## ②当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
鳴 尾 英 治	平成28年6月28日	任期満了	取締役 上席執行役員 品質部門専任担当
田 村 幸 夫	平成28年6月28日	任期満了	常勤監査役

## ③取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績変動報酬	
				賞与	ストック・オプション
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2)	189百万円 (10)	166百万円 (10)	18百万円 (-)	4百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	43 (27)	43 (27)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	14 (5)	232 (38)	210 (38)	18 (-)	4 (-)

- (注) 1. 上記には平成28年6月28日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額20百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成27年6月25日開催の第62期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として月額70百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、平成29年6月28日開催の第64期定時株主総会において付議いたします取締役6名（社外取締役を除く。）に対する賞与支給予定額18百万円が含まれております。
6. スtock・オプションは、取締役5名（社外取締役を除く。）に対するものであります。

## ④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 ブライアン・アンドリュース・スミス氏は、アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表及び在日カナダ商工会議所オタワ特別代表であります。当社と両団体との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場・高橋法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。



- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会、岩井コスモ証券株式会社の社外監査役及び株式会社ヤマヒサの社外取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間には特別な関係はありません。

□. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス	19回中19回	100.0%	—	—
社外取締役 吉川 興 治	19回中18回	94.7%	—	—
社外監査役 上野 光 宏	15回中15回	100.0%	10回中10回	100.0%
社外監査役 小泉 英 之	19回中19回	100.0%	15回中15回	100.0%
社外監査役 森本 宏	19回中19回	100.0%	15回中15回	100.0%

(注) 社外監査役 上野光宏氏につきましては、平成28年6月28日開催の第63期定時株主総会における監査役就任以降の出席状況を記載しております。

b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、豊富な国際経験と経営者としての専門的な知見に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 上野光宏氏は、金融機関等における豊富な国際経験と様々な事業リスクに関する幅広い知識と対応経験に基づいて、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。



#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 新日本有限責任監査法人

##### ②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### ⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益還元に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案して、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

当期の期末配当金につきましては、期初の予想どおり1株当たり8.5円（中間配当金と合わせて年間17円）といたしました。これにより当期の連結配当性向は45.1%、純資産配当率は1.6%となります。

内部留保金につきましては、今後の事業拡大に有益な業務・資本提携やM&Aなどの戦略的投資、新規市場への人材・研究開発投資など、持続的な成長確保のために有効に活用してまいります。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

## ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年6月26日開催の第61期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）につき株主の皆様のご承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求めます。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様にご代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会は、その判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

#### ④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。有効期間満了前であっても株主の皆様意向により廃止が可能であること）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランは本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了するため、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続することを決定しております。その詳細は株主総会参考書類の第3号議案をご参照ください。

#### 事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減比並びに社外取締役の取締役会、社外監査役の取締役会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,124,563</b>
現金及び預金	7,166,931
受取手形及び売掛金	6,013,379
有価証券	23,309
商品及び製品	8,039,619
仕掛品	639,501
原材料及び貯蔵品	2,706,568
繰延税金資産	761,334
その他の流動資産	986,113
貸倒引当金	△212,194
<b>固定資産</b>	<b>13,630,971</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,991,188</b>
建物及び構築物	1,922,119
機械装置及び運搬具	136,242
土地	1,826,415
リース資産	98,185
その他の有形固定資産	1,008,226
<b>無形固定資産</b>	<b>6,636,651</b>
のれん	2,291,518
技術資産	391,124
顧客関連資産	3,374,108
商標権	451,267
ソフトウェア	99,753
その他の無形固定資産	28,880
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,003,132</b>
投資有価証券	971,570
退職給付に係る資産	494,016
繰延税金資産	5,180
その他の投資等	588,389
貸倒引当金	△56,025
<b>資産合計</b>	<b>39,755,535</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>10,117,009</b>
支払手形及び買掛金	3,161,879
短期借入金	3,703,538
リース債務	75,343
未払法人税等	224,871
賞与引当金	381,654
役員賞与引当金	21,000
繰延税金負債	14,087
その他の流動負債	2,534,635
<b>固定負債</b>	<b>701,097</b>
リース債務	104,157
繰延税金負債	323,747
その他の固定負債	273,192
<b>負債合計</b>	<b>10,818,107</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>28,726,436</b>
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,068,964
利益剰余金	27,070,148
自己株式	△2,629,621
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>180,670</b>
その他有価証券 評価差額金	204,098
為替換算調整勘定	△23,427
<b>新株予約権</b>	<b>30,320</b>
<b>純資産合計</b>	<b>28,937,428</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,755,535</b>



# 連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		30,230,547
売上原価		18,348,032
売上総利益		11,882,515
割賦販売未実現利益戻入額		58,384
割賦販売未実現利益繰入額		480
差引売上総利益		11,940,419
販売費及び一般管理費		10,187,985
営業利益		1,752,434
営業外収益		
受取利息	7,543	
受取配当金	14,016	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	67,000	
その他	82,416	170,977
営業外費用		
支払利息	41,168	
為替差損	326,958	
その他	22,180	390,306
経常利益		1,533,104
特別利益		
固定資産売却益	335	
負債のれん発生益	314,000	
その他	27,357	341,692
特別損失		
固定資産除却損	5,101	
固定資産売却却損	54	
ゴルフ会員権評価損	1,000	
貸倒引当金繰入額	1,400	
減損損失	13,161	20,718
税金等調整前当期純利益		1,854,078
法人税、住民税及び事業税	984,511	
法人税等調整額	△142,467	842,044
当期純利益		1,012,033
親会社株主に帰属する当期純利益		1,012,033

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,590,960</b>
現金及び預金	3,213,369
売掛金	3,045,387
商品及び製品	545,035
仕掛品	638,121
原材料及び貯蔵品	891,630
前払費用	54,686
未収入金	711,383
未消費税等	4,282
関係会社短期貸付金	1,177,890
繰延税金資産	316,189
その他の流動資産	50,027
貸倒引当金	△57,044
<b>固定資産</b>	<b>11,795,560</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,884,606</b>
建物	1,503,503
構築物	6,346
機械及び装置	9,207
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	855,027
リース資産	7,305
土地	1,456,829
建設仮勘定	46,386
<b>無形固定資産</b>	<b>60,402</b>
ソフトウェア	53,797
その他の無形固定資産	6,605
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,850,551</b>
投資有価証券	869,041
関係会社株式	1,031,679
出資	4,920
関係会社出資金	606,224
関係会社長期貸付金	4,823,740
長期前払費用	91
差入保証金	7,111
会員権	52,350
前払年金費用	489,154
その他の投資等	15,888
貸倒引当金	△49,650
<b>資産合計</b>	<b>22,386,520</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>6,619,756</b>
支払手形	1,664
買掛金	1,110,131
短期借入金	3,703,538
リース債務	1,363
未払金	1,387,008
未払法人税等	20,593
未払費用	68,995
前受金	19,223
賞与引当金	249,753
役員賞与引当金	18,000
その他の流動負債	39,484
<b>固定負債</b>	<b>348,195</b>
繰延税金負債	194,001
リース債務	6,337
その他の固定負債	147,857
<b>負債合計</b>	<b>6,967,952</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>15,198,379</b>
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,068,964
資本準備金	2,063,905
その他資本剰余金	5,058
<b>利益剰余金</b>	<b>13,542,091</b>
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	13,267,773
別途積立金	13,124,761
繰越利益剰余金	143,011
<b>自己株式</b>	<b>△2,629,621</b>
評価・換算差額等	189,867
その他有価証券	189,867
評価差額金	
<b>新株予約権</b>	<b>30,320</b>
<b>純資産合計</b>	<b>15,418,567</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,386,520</b>

# 損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	5,618,771	
役 務 収 入 益	3,008,206	<b>8,626,977</b>
<b>売上原価</b>		<b>5,370,616</b>
売 上 総 利 益		<b>3,256,361</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>3,788,197</b>
営 業 損 失		<b>531,835</b>
<b>営業外収益</b>		
受 取 利 息	136,429	
受 取 配 当 金	255,308	
業 務 受 託 料	165,047	
受 取 賃 貸 料	37,634	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	67,000	
雑 収 入	13,474	674,894
<b>営業外費用</b>		
支 払 利 息	36,728	
業 務 受 託 原 価	158,893	
賃 貸 収 入 原 価	37,634	
為 替 差 損	172,623	
雑 損 失	587	406,467
<b>経 常 損 失</b>		<b>263,408</b>
<b>特別利益</b>		
固 定 資 産 売 却 益	17	
負 の の れ ん 発 生 益	314,000	314,017
<b>特別損失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	2,710	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,400	
減 損 損 失	13,161	18,272
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>32,336</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	126,567	
法 人 税 等 調 整 額	△4,958	121,608
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>89,271</b>

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社  
取締役会 御中

平成29年5月19日

新日本有限責任監査法人

指 定 有 限  
責 任 社 員 公認会計士 藤田 立雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限  
責 任 社 員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社  
取締役会 御中

平成29年5月19日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤田 立雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役	中村 泰三 ㊞
常勤監査役 (社外監査役)	上野 光宏 ㊞
監査役 (社外監査役)	小泉 英之 ㊞
監査役 (社外監査役)	森本 宏 ㊞

以上



メ 毛

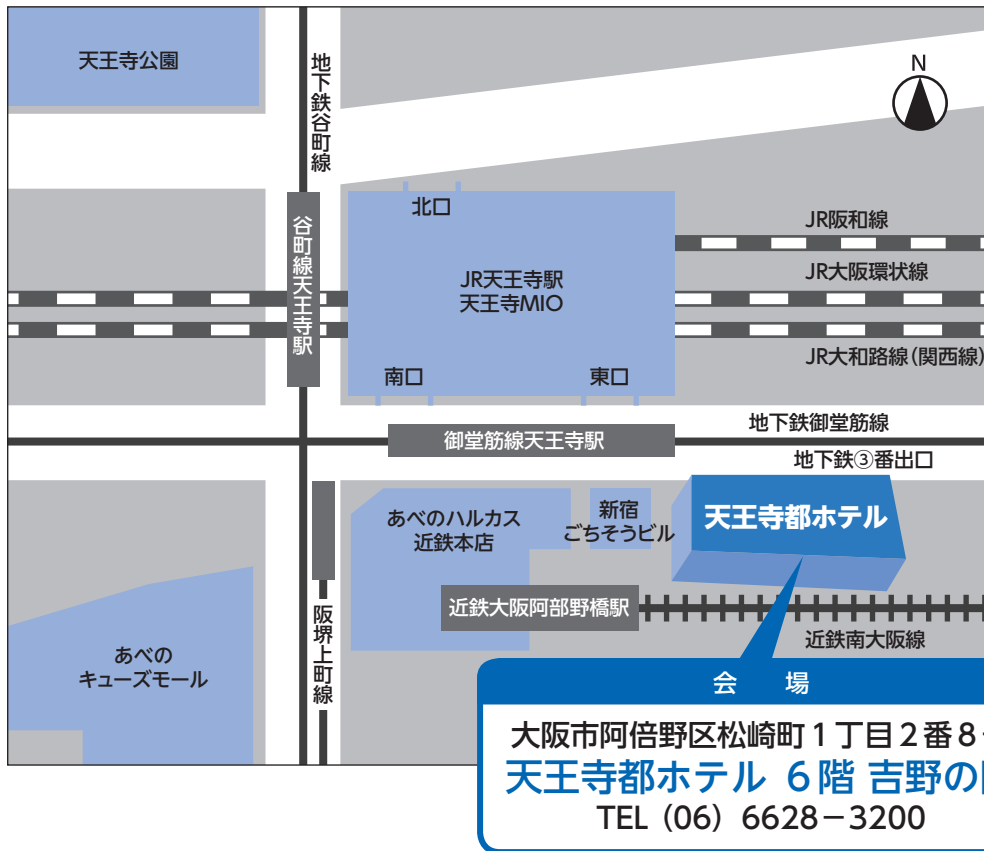
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.



# 株主総会会場ご案内図



## 交通のご案内

- ▶ JR天王寺駅東口／近鉄大阪阿部野橋駅東口より徒歩約1分
  - ▶ 地下鉄天王寺駅（御堂筋線・谷町線）③番出口より徒歩約1分
- ※ホテルには駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社の役員及び従業員は、省エネルギーへの取組みの一環として、軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。  
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

